

## 新宿区調達のあり方について(指針)

### 1 目的

この指針は、区が物品、役務等を調達するにあたっての基本理念を定めることにより、透明性・公正性・競争性の向上を図り、適正な履行と良好な品質を確保するとともに、区の推進施策の実現に寄与する調達を推進することを目的とする。

### 2 区の責務

区は、この指針の実現に向け入札・契約などの調達における透明性・公正性・競争性を一層向上させるとともに、品質の確保や施策目標の実現に配慮した調達の推進に努めるものとする。

### 3 事業者の取組み促進

区は、公共サービスの調達にあたっては、これにかかわる事業者に対し、この指針の趣旨を踏まえ、適正な入札及び契約をするように求めるとともに、労働基準法、最低賃金法等の関係法令を遵守し、履行に係る労働者の適正な労働環境が確保されるように促すものとする。

### 4 調達の指針

#### (1) 透明性、公正性、競争性の向上（指針）

区は、財源を効果的・効率的に活用するとともに、入札・契約制度に対する区民・事業者の信頼を高めるため、調達における透明性、公正性及び競争性の向上を図るものとする。

#### 区民・事業者の信頼を高める調達の推進

区は、入札・契約制度の透明性を高め、不正行為を防止するとともに、より多くの事業者が入札に参加することで競争性を確保し、最少の経費で最大の効果をあげる入札・契約制度を推進し、調達における区民・事業者の信頼を一層高めるものとする。

## 地域社会や地域経済の活性化に寄与する調達推進

区は、区内事業者の受注意欲に配慮した調達を推進していくことで、地域の活性化や地域での雇用を促進し、地域社会や地域経済の活性化に寄与するものとする。

### (2) 適正な履行と良好な品質の確保（指針）

区は、不当な価格での入札を予防し、履行の品質を確保するとともに、公共サービスの実施に従事する者の労働環境に配慮し、適正な履行と良好な品質の確保を図るものとする。

#### 価格と品質のバランスのとれた調達推進

区は、適正な履行の確保に努めるとともに、労働環境の悪化等による履行の品質確保に支障が生じることのないよう、品質にふさわしい価格による調達を推進するものとする。

#### 労働環境の整備に配慮した調達推進

区は、履行の品質確保に必要な受託事業者等の最低賃金や労働条件等の労働環境の整備に配慮した調達を推進するものとする。

### (3) 区の推進施策の実現への寄与（指針）

区は、施策目標の実現に寄与する調達を推進することにより、区政がかかえる施策目標の達成を図るものとする。

また、履行成績の検証・評価を行う仕組みを推進するほか、価格以外の要素を考慮した調達を推進する。

#### 区の推進施策の実現に寄与する調達推進

区は、区の推進施策に積極的に取り組む事業者の受注機会の拡大を図り、推進施策の実現に寄与するものとする。

#### 履行結果の検証・評価と価格以外の要素を考慮した調達推進

区は、良好な品質を確保していくため、履行成績の検証・評価を行う仕組みを推進するとともに、価格以外の要素を考慮した調達を推進するものとする。